

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見書

2024年（令和6年）1月19日

法務省民事局商務課 御中

先物取引被害全国研究会
<https://www.futures-zenkoku.com/greeting/>
代表 平田元秀
事務局長 安田孝弘

当研究会は、商品先物取引その他のデリバティブ取引被害や詐欺的投資取引被害を被害者側代理人として取り扱う弁護士により構成され、こうした被害の予防及び救済の実現を目的として活動する団体である。このたび令和5年12月26日付パブリック・コメントで意見募集が開始されている「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関し、当研究会の立場から、下記の通り意見を述べる。

記

第1 意見の趣旨

改正商業登記規則31条の3については、反対する。

第2 意見の理由

(1) はじめに

商業登記規則等の一部を改正する省令案の第31条の3は、要旨、株式会社の代表者の商業登記簿に住所が表示される者の住所について、行政区画以外のものを記載しない措置を講ずるよう申し出た場合、一定の書面等が添付されて、当該会社の実在性が確認されることを条件に、代表者の住所を記載しないことを認めるというものである。

(2) 現行制度維持の必要性

ア 昨今、特殊詐欺（振り込め詐欺）のみならず、国際ロマンス詐欺、投資情報商材詐欺など多種多様な組織的詐欺犯罪が蔓延しており、その手段は複雑巧妙化している。そして、これらの組織犯罪において、株式会社の口座を利用するなど、「株式会社」という法人が犯罪のツールとして使用される例は後を絶たない。これは、「振り込め詐欺救済法」に基づく口座凍結公告ホームページサイトにおいて、日々、多数の株式会社名義での凍結口座の公告が出ていることから顕著な事実である。

イ このような被害においては、株式会社の資産は僅少である場合が多く、現実的な被害回復のためには、株式会社のみならず、その代表者をも相手方として、迅速に訴訟提起や保全・執行手続の申立等を行わなければならないことが多数ある。

民事訴訟法規では、当事者は「氏名」及び「住所」によって特定しなければならないとされているところ（民訴法134条1項、民訴規則2条1項1号）、代表者の責任（会社法429条1項等）を追及して訴訟等を提起するためには、その住所の特定

が必要である。しかし、そのために、毎回、法務局に備置されている登記申請書類の閲覧謄写をしたり、弁護士法23条の2に基づく照会の方式を取らねばならないとするならば、手間や時間がかかりすぎ、代表者の住所が簡易かつ迅速に把握できない結果、現在よりも被害の現実的な回復に支障をきたす事態を招くことが必定である。

ウ よって、現行規則どおり、何ら制約を課すことなく、法人代表者の住所が記載された登記事項証明書を取得できる制度を維持する必要性は極めて高い。

(3) 代表者のプライバシーについて

他方、株式会社の代表者といえども、一個人である以上そのプライバシーが不当に侵害されてはならないのは当然である。

しかし、株式会社の代表者の住所は、特殊詐欺等の被害者が加害者である法人を相手に訴訟をする場合のみならず、一般に法人に対して訴訟を起す場合にも、法人に営業所がない場合や法人の本店所在地への送達ができない場合の送達先等として、重要な役割を果たしている。代表者の住所が簡易迅速に把握できず、上記の送達等が行えないとすれば、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）の保障内容が現行制度よりも後退することになってしまう。

加えて、不動産登記簿の登記事項証明書において所有権者等の住所が記載されている制度との平仄を勘案すれば、株式会社の代表者の住所が登記事項証明書に記載されていることが、殊更に個人のプライバシーを侵害するものとはいえない。そこで、株式会社の代表者の住所が登記事項証明書に記載されている現状において、かかる代表者のプライバシーが不当に侵害されているとはいえない。

したがって、代表者のプライバシー保護を理由とする今般の制度改正案には、十分な理由があるとはいえない。

(4) 結語

今般の改正案は、民事手続の実務を阻害して国民の裁判を受ける権利の保障内容を現状よりも後退させるとともに、近時、手法が複雑巧妙化し、被害回復が困難となっている組織的詐欺犯罪に対する被害者の現実的被害回復をさらに困難とするものと言わざるを得ず、当研究会は、今回の改正に、強く反対するものである。

以 上